

一般財団法人全国社会保険共済会理事候補者の公募について

一般財団法人全国社会保険共済会は、以下により理事候補者の公募を行います。

1. 法人名 一般財団法人 全国社会保険共済会

2. 法人の概要

(1) 設立 昭和46年4月

(2) 設立目的

社会保険制度の普及、発展に寄与するため必要な事業を行うとともに、これら社会保険の被保険者並びに社会保険事業に従事する職員の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

① 年金住宅融資事業

厚生年金保険の被保険者に対し住宅資金(厚生年金保険の積立金を財源)を融資する事業で、昭和51年に厚生大臣の承認を得て開始した事業であるが、平成16年6月「年金積立金管理運用独立行政法人法」の公布に伴い、平成17年度をもって新規融資を廃止し、現在は既往の貸付債権の管理回収業務を行っている。

② 団体定期保険事業

社会保険事業(健康保険組合、厚生年金基金等)に従事する職員の万一の障害や死亡事故に関する保障の充実を図るための生命保険事業を行っている。

③ ライフプラン総合支援事業

社会保険の被保険者等への福祉の増進を図ることを目的として、ウェブサイトによる情報提供並びにセミナーの開催を行っている。

3. 募集する理事候補者

理事(常勤)・・・・・・・・・・1名

4. 任期

平成30年9月1日から(予定)

平成32年6月の定時評議員会終結まで

5. 職務内容

- (1) 会長を補佐し、当共済会の重要な経営方針の立案に参画するものとし、日常業務を処理し、全体の業務に関する総合調整を行う。
- (2) 会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6. 必要な資格、経験等

- (1) 原則として、就任時点(平成30年8月の臨時評議員会)において、年齢が65歳未満であること。
- (2) 当共済会の業務を的確に総理・統括管理するための経験と能力を有するとともに、業務の改善・業務運営の効率化を進めるための経験と能力を有していること。
- (3) 組織の管理及び業務に関する各方面との対外折衝の場面における十分な経験及び能力を有すること。
- (4) 当共済会の業務の趣旨と現状を十分理解し、業務の処理及びその課題の発見・解決を図るために必要な素養として、公的年金制度をはじめとする社会保険制度全般にわたる法令、制度に係る基本的な知識と経験を有していること。
- (5) 中立性、公平性を担保して業務を遂行できるよう、理事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有していること。

7. 勤務条件

- (1) 勤務形態:原則週5日出勤(勤務時間 午前9時00分～午後5時00分)
- (2) 勤務地:東京都千代田区神田鍛冶町3-3-5 神田大木ビル8階
- (3) 給与:役員報酬規程による
(報酬月額約67万円、退職金はありません。その他諸手当有)

8. 選考方法

- 有識者による選定委員会を設置し、候補者を選考します。
- (1) 一次選考(書類選考)
一次選考結果は、その可否を応募者全員に連絡します。
 - (2) 二次選考(面接選考)
二次選考結果についても、その可否を面接を受けた方全員に連絡します。
 - (3) 二次選考合格者は、理事の選任候補者となり、当共済会の評議員会において理事に選任されます。

9. 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を簡易書留により郵送してください。

なお、候補者とならなかった場合は、提出された書類については、返却いたしません。

① 履歴書

J I S規格履歴書を用い、最近3カ月以内に撮影した顔写真を貼付すること。

② 職務経歴書

任意様式にできるだけ詳細に職務経歴を記載すること。

③ 応募動機／自己アピール文書

A4版、2000字以内で記載すること。

(2) 応募書類送付先

〒101-0045

東京都千代田区神田鍛冶町3-3-5 神田大木ビル8階

一般財団法人全国社会保険共済会 総務部総務課宛

(3) 応募期間

平成30年7月10日(火)～平成30年7月23日(月)必着

(4) その他

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第65条(役員資格等)に規定する者は応募できません。
- ② 応募に係る費用は、全額応募者負担とします。
- ③ 応募書類に記載された情報は、理事採用選考実施の円滑な遂行のために用い、それ以外の目的には使用いたしません。
- ④ 選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせは、お答えいたしかねますので予めご了承ください。